

広島県告示第百二十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があった。

平成二十一年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名 称	所在地	自立支援 医療の 種類	標 ぼう し て い る 診 療 科 名	指定自立支援 医療を主とし て担当する医 師又は歯科医 師の氏名	辞退年月日
児玉医院	庄原市川北町 一五八一―二	精神通院医療	内科	児玉 節	平成二〇年一 二月二二日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援 医療の 種類	辞退年月日
ジャスコ三原店調剤 薬局	三原市城町二丁目二三―一	精神通院医療	平成二二年二月二 八日